



スリランカ

生物多様性条約	1992/6/10 署名 1994/3/31 批准 1994/6/21 締約国
名古屋議定書	非加盟国
食料・農業植物 遺伝資源条約	2013/9/17 加入 2013/12/16 締約国

フォーカルポイント (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2019 年 6 月 18 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
 - ① **Mr. Anura Dissanayake, Secretary (Political Focal Point), Ministry of Mahaweli Development and Environment**
 No. 416/C/1, "Sobadam Piyasa" Robert Gunawardhana Mawatha Battaramulla, Colombo, Sri Lanka
 Tel: +94 11 2034121, 2676844
 Fax: +94 11 2879944
 E-Mail: sec@mahaweli.gov.lk, irdiv.envt@gmail.com, liyanagedeepa@gmail.com
 Web サイト: <http://mahaweli.gov.lk/>
 - ② **Mrs. R.H.M.P. Abeykoon, Director (Operational Focal Point) Biodiversity Secretariat, Ministry of Mahaweli Development and Environment**
 No. 416/C/1, "Sobadam Piyasa" Robert Gunawardhana Mawatha Battaramulla, Colombo, Sri Lanka
 Tel: +94 11 2034202
 Fax: +94 11 2879972
 E-Mail: pathma66a@gmail.com, irdiv.envt@gmail.com, liyanagedeepa@gmail.com
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/LK/NFP> 参照)
Mr. Anura Dissanayake, Secretary (Political Focal Point), Ministry of Mahaweli Development and Environment
 No. 416/C/1, "Sobadam Piyasa" Robert Gunawardhana Mawatha, Battaramulla, Colombo, Sri Lanka
 Tel: +94 11 2034121, 2676844
 Fax: +94 11 2879944, +94 11 2676846
 E-Mail: sec@mahaweli.gov.lk, irdiv.envt@gmail.com, liyanagedeepa@gmail.com
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)
 (URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359381/?iso3=LKA> 参照)
 掲載なし

権限ある当局 (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2019 年 6 月 18 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
 掲載なし
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/LK/NF> 参照)
 掲載なし

3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)

(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359381/?iso3=LKA> 参照)

掲載なし

※ITPGR 附属書 I 作物については、農業局が権限を有していることを同省に確認した。

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ “National Policy on Access to Biological Resources, sustainable Use and Benefit Sharing (2013 年 10 月)”²⁾において、生物資源へのアクセスに関する国の方針が示されているが、未だ国内法は存在していない。(2019 年 3 月 14 日現在)
- ・ 植物遺伝資源センターでは、15,181 点の植物遺伝資源が保存されており、作物種ごとの保存点数もしっかりと管理されている。(2018 年 10 月、植物遺伝資源センター訪問時に確認)

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ 国内法令が存在しないため、相手国政府に確認しつつ遺伝資源の取得・利用の手続きを進めることが望ましい。
- ・ 本事業においては、ナス及びニンジン（どちらも ITPGR 附属書 I 作物）の日本への導入に向けて、スリランカ農業局と素材移転契約書 (Material Transfer Agreement: MTA) の内容について交渉中である。スリランカ農業局からは、ITPGR の標準素材移転契約書 (Standard Material Transfer Agreement: SMTA) の準用ではなく、独自の MTA で契約したいとの要望がある。また、スリランカから我が国への導入と同時に、我が国の有する遺伝資源のうちスリランカ農業局が希望する遺伝資源を提供する予定。

既存の枠組み

【合意の概要】

- ① 合意相手先機関：スリランカ農業局 (DOA)
- ② 合意年月日：2016 年 8 月 18 日
- ③ 目的：PGR の保全及び持続的利用に関する両国間の協力の強化及び促進。
- ④ 合意内容のポイント：
 - ・ 研究、育種及び商業化の促進を通じて両国に利益がもたらされるよう、PGR の移転又は交換に関する相互に同意可能な条件の発展に協力。
 - ・ 上記に先立ち、DOA の推奨品種について、日本への移転のための手順を構築することに合意。
 - ・ 有効期間は、特に設定せず。

²⁾http://mmde.gov.lk/web/index.php?option=com_content&view=article&id=775&Itemid=152&lang=en